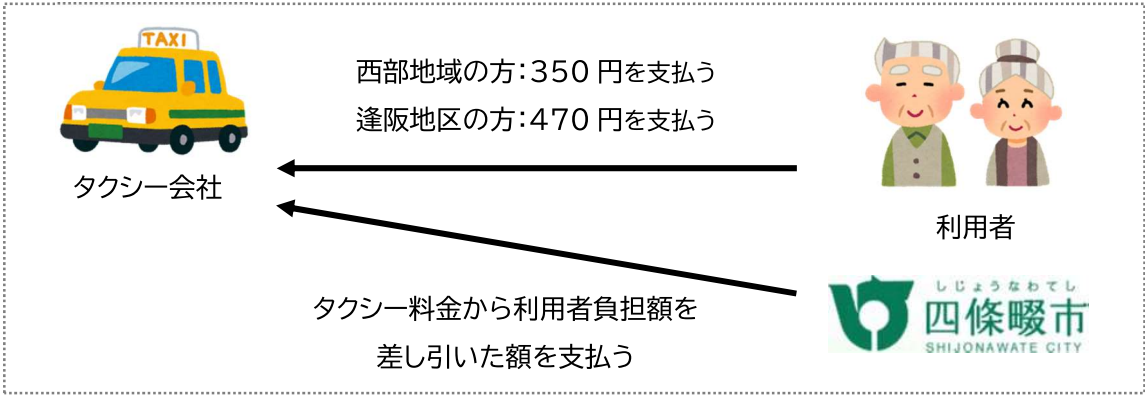


『四條畷市おでかけサポートタクシー』(実証運行)

(1)サービス内容

日常生活において、高齢等の理由により一人で外出することに不安・抵抗を感じている方に対して、自宅から拠点までのタクシー料金を、市が一部負担することで、抵抗なく自由に外出ができるよう支援するものです。※利用には申請が必要です。



(2)対象者

四條畷市西部地域※または逢阪地区在住で、下記のいずれかに該当する方

- 75歳以上の方
- 65歳以上の運転免許返納者
- 妊産婦(妊娠中の方及び出産後1年以内の方)
- 障がいのある方(ただし、他のサービスを利用できる方は対象外)

※ 西部地域とは、南野・塚脇・米崎・楠公・雁屋・江瀬美・北出・二丁通・蔀屋・中野・清滝・岡山・砂・美田の地名がつく各町をさします。別紙地図をご参照ください。

(3)利用料金・拠点箇所

【西部地域】

利用料金	350円
拠点箇所	A:市役所 B:市民総合センター C:四条畷駅 又は 忍ヶ丘駅

【逢阪地区】

利用料金	470円
拠点箇所	A:市役所 B:市民総合センター C:四条畷駅・忍ヶ丘駅

- ※ AとBは西部地域、逢阪地区の両方が利用可能です。
- ※ Cは国道163号以北在住の方は【忍ヶ丘駅】のみ、163号以南の方は【四条畷駅】のみ利用可能です。
- ※ 逢阪地区在住の方は、Cの四条畷駅、忍ヶ丘駅の両方を利用できます。

- ・「自宅から乗り、拠点で降りる」または「拠点から乗り、自宅で降りる」ことが必須条件で、支払いは現金のみです。
- ・タクシー会社の割引「障がい者割引（身体障がい者手帳等の提示）」、または、「運転免許証返納割引（運転経歴証明書の提示）」との併用は不可です。
- ・自宅周辺に車両が入れない場合は、付近で安全確認が出来る場所に停車する場合があります。

(4) 運行日時

毎日・午前7時00分～午後8時00分

（受付時間：午前6時30分～午後7時30分、当日配車のみ、予約不可）

(5) 利用方法

「会員証」裏面に記載しているタクシー会社に電話して利用

拠点にて「会員証」裏面に記載しているタクシー会社のタクシーが待機している場合のみ、電話せずに「会員証」の提示だけで利用可能

● 運行业者

オービーシー	Tel:0570-003931
トモエタクシー	Tel:0120-194-194
なみはやタクシー	Tel:072-824-7507

- ・乗車する際は、必ず「会員証」をご提示ください。
- ・市が利用者や運行内容を確認するため、乗務員が「受付票」を作成いたしますので、受付票の「氏名」欄にご署名をお願いいたします。

重 要

- ・電話の際には必ず「四條畷市おでかけサポートタクシー」と伝えてください。
- ・利用できる人は本人のみです。会員同士なら同乗できますが、料金は一人ずつお支払いいただく必要があります。（ご自宅が異なる方と同乗される場合はどちらか一方のご自宅への配車となります）
- ・午前10時頃までは利用が集中し、ご希望の時間に利用できない場合があります。

(6) 会員登録

- ・市役所東別館 3 階 都市政策課窓口もしくはオンラインで申請できます。
 - ・窓口で申請する場合、申請者ご本人が市役所までお越しいただき、必要書類を提示してください。待ち時間が発生しますが、即日交付できます。
- ※本人確認できない場合は後日交付となりますので、再度ご来庁ください。

● 必要書類

・75 歳以上の方	本人確認できるもの
・65 歳以上の運転免許返納者	運転経歴証明書
・妊産婦	本人確認できるもの・母子健康手帳
・障がいのある方	本人確認できるもの・障がい者手帳

・オンライン申請の場合、「会員証」の交付準備が整いましたら連絡しますので、申請者ご本人が、本人確認できるものを持って、都市政策課窓口までお越しください。

オンライン申請の
詳細はこちら



● 本人確認できるものの例

- ・運転免許証、運転経歴証明書
- ・マイナンバーカード(顔写真がある面)
- ・住民基本台帳カード
- ・在留カード、特別永住者証明書
- ・国民健康保険、健康保険等の被保険者証
- ・共済組合員証 等

(7)その他

- 住所変更等で会員証の記載事項に変更がある場合は、再交付の申請が必要です。
- 有効期限は、おでかけサポートタクシー実証運行期間中です。
- 利用区分が「妊産婦」の方は、母子健康手帳に記載の出産予定日から1年間が有効期限になります。
- 会員以外と同乗する場合は、本事業の対象外となりますが、未就学児の場合は同乗可能です。
- 資格を喪失(転出、死亡、有効期限切れ等)した場合は、会員証を返却してください。
- 制度の変更をする場合は、広報誌等でお知らせします。
- 不正利用があった場合は、四條畷市の負担分を全額負担していただくとともに、今後の利用をお断りする場合があります。

お問い合わせ
四條畷市役所 都市整備部 都市政策課
電話:072-877-2121(内線 715)

おでかけサポートタクシー対象地域

- おでかけサポートタクシーは、西部地域(赤い地域)及び逢阪地区(緑の地域)にお住まいの方が対象です。
- 西部地域で忍ヶ丘駅を利用できる方は、国道163号以北(青い線より上)にお住まいの方です。
(大字中野、中野3丁目、中野本町、西中野1～3丁目、蔀屋新町、大字清瀧、清瀧中町、清瀧新町、大字岡山、岡山1～5丁目、岡山東1～5丁目、砂1～4丁目にお住まいの方が対象)
- 西部地域で四条畷駅を利用できる方は、国道163号以南(青い線より下)にお住まいの方です。
(大字南野、南野1～6丁目、江瀬美町、雁屋北町、雁屋南町、雁屋西町、北出町、二丁通町、楠公1・2丁目、米崎町、塚脇町、中野1・2丁目、中野新町、美田町、蔀屋本町にお住まいの方が対象)
- 逢阪地区にお住まいの方は、忍ヶ丘駅、四条畷駅ともにご利用いただけます。

